

みまもり CUBE 見守り対象者様 向け

## 補償内容のご案内

※当文書はみまもり CUBE のご利用者様が適用されます。

株式会社ラムロックのみまもり CUBE には見守り対象者の皆様が万が一**交通事故**に巻き込まれた際の**傷害補償**と**徘徊時**他人を死傷させたり、モノを損壊させ法律上**損害賠償責任**を負った際の損害補償が付帯されております。

《交通事故限定》傷害死亡・後遺障害保険金額 **200万円（上限）**

個人賠償責任保険金額 **3億円（上限）**

※被保険者 (補償の対象とするお客さま)	見守り対象者様
※住所	みまもり CUBE を設置の住所
保険期間	みまもり CUBE レンタル契約日の翌日午前0時から 解約日まで

(ご注意)

○保険証券は発行しませんので、本被保険者カードを大切に保管しておいてください。

(保険金をお支払いする場合に該当したときの取扱代理店へのご連絡)

○保険金をお支払いする場合に該当したときは、**取扱代理店までご連絡ください**。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【取扱代理店】  
株式会社 集成社  
東京都品川区東五反田5丁目25番18号  
TEL 03(3442)0411

【引受保険会社】  
三井住友海上火災保険株式会社  
公務部 東京公務室  
東京都千代田区神田駿河台3-11-1

株式会社ラムロック  
福岡県飯塚市勢田1950-1  
TEL 0120(927)760

《交通事故限定》傷害死亡・後遺障害保険金額

200万円

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額
<p>傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約（自動セット） ☆交通事故危険のみ補償特約セット（自動セット）</p>	<p>保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</p>
<p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約（自動セット） ☆交通事故危険のみ補償特約セット（自動セット）</p>	<p>保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合</p>	<p>後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
<p>個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任危険補償特約（自動セット）</p>	<p>保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合 ① 本人の居住の用に供される住宅（*）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （*）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りません。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用（*）等をお支払いします。 （*）引受保険会社の書面による同意が必要となります。 （注1）法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容</p>

の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約（自動セット） ☆交通事故危険のみ補償特約セット（自動セット）</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頭（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
<p>傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約（自動セット） ☆交通事故危険のみ補償特約セット（自動セット）</p>	<p>（傷害死亡保険金と同じ）</p>
<p>個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任危険補償特約（自動セット）</p>	<p>●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など</p>

※印用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（\*1）または試運転（\*2）をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（\*1）いづれもそのための練習を含みます。
- （\*2）交通事故危険のみ補償特約の場合は訓練（自動車等※の運転資格を取得するための訓練を除きます。）を含みます。
- 「頭（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（\*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒

（\*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解所見※のないものを除きます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
  - ① 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（\*）
  - ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（\*）
  - ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。）
  - ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
  - ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（\*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りず。）
  - ⑥ 交通乗用具の火災（\*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を入ります。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することを入ります。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族を入ります。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象を入ります。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療を入ります。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息を入ります。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことを入ります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社（三井住友海上火災保険株式会社）が次の取扱いを行います。

#### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社（三井住友海上火災保険株式会社）がこの保険引受の審査および履行等のために利用することに同意のうえ、ご記入ください。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、引受保険会社（三井住友海上火災保険株式会社）の業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。